

検査証明書について（Q&A）

1 検査証明書へ記載すべき内容・項目を教えてください。

検査証明書は、以下の内容・項目がすべて満たされていれば、有効と取り扱います。

【検査証明書へ記載すべき内容】

①	氏名、生年月日
②	採取検体、検査法（有効と認められる検体（注1）及び検査法（注2）に限る）
③	結果、検体採取日時（注3）、検査証明書交付年月日
④	医療機関名

（注1）検体は、以下のいずれかに限り、有効。

- ・ 鼻咽頭ぬぐい液
- ・ 唾液
- ・ 鼻咽頭ぬぐい液・咽頭ぬぐい液の混合
- ・ 鼻腔ぬぐい液（核酸増幅検査に限る。）

（注2）検査法は、以下のいずれかに限り、有効。

- ・ 核酸増幅検査（NAAT：Nucleic Acid Amplification Test）※¹
- ・ 抗原定量検査（Quantitative Antigen Test（CLEIA、ECLIA等））※²

※¹ 核酸増幅検査（NAAT）には、PCR法やLAMP法などが含まれる。

※² 抗原定性検査（Qualitative Antigen Test）ではない。

（注3）検体採取日時から搭乗便の出発予定時刻までが72時間以内であることが必要。

また、厚生労働省において、上記の「検査証明書へ記載すべき内容」がすべて満たされている参考様式※を用意しており、こちらをご活用いただいてもかまいません。参考様式以外の検査証明書でも、「検査証明書へ記載すべき内容」が満たされていれば、有効とします。このような任意様式を使用する場合、搭乗手続及び本邦上陸時に検査証明書の確認のために時間がかかることがあるため、入国・帰国者の方には事前審査による「ファストトラック」の利用を強く推奨しています。

※ 令和4年6月10日から、「検査証明書へ記載すべき内容」について、「パスポート番号」、「国籍」、「性別」等の記載項目の一部を削減し、参考様式（「所定のフォーマット」としていたもの）も改訂しました。

新様式は旧様式を簡素化したものですので、旧様式で作成された検査証明書も引き続き有効とします。また、旧様式で作成された検査証明書で、新様式では削除された項目（パスポート番号等）の記載がない場合も、有効と取り扱います。

	検査証明書へ記載すべき内容
新	氏名、生年月日、採取検体、検査法、結果、検体採取日時、検査証明書交付年月日、医療機関名 【8項目】
旧	氏名、 <u>パスポート番号</u> 、 <u>国籍</u> 、生年月日、 <u>性別</u> 、採取検体、検査法、結果、検体採取日時、 <u>結果判明日</u> 、検査証明書交付年月日、医療機関名、 <u>住所</u> 、 <u>医師名</u> 、 <u>医療機関印影</u> 【15項目】※下線の項目が削除。

2 検査証明書に氏名・生年月日が記載されていない場合や検査証明書に記載されている氏名・生年月日がパスポートと異なる場合は、無効となりますか。

検査証明書に氏名・生年月日が記載されていない場合や検査証明書に記載されている氏名・生年月日がパスポートと異なる場合は、本人確認を行うことができないため、原則として有効と認められません。ただし、検査証明書にパスポート番号などの他の人定情報の記載があり、それらの項目をパスポートと照合し、本人であることが確認できれば、有効な検査証明書と見なします。

3 有効な検体・検査方法が記載されていない場合は、無効となりますか。

有効な検体・検査方法が記載されていない場合は、無効となります。

例えば、検査証明書に「Throat swab」（咽頭ぬぐい液）、「Nasal and throat swab」（鼻腔・咽頭ぬぐい液）と記載されている場合は無効となります。

なお、現時点でバングラデシュ、ブルネイにおいては、政府が発行する検査証明書の場合は検体が記載されていないことがあります。政府として、鼻咽頭ぬぐい液のみを検体としていることが確認されていますので、検体が記載されていない場合も有効な検査証明書としてみなします。

4 検体はなぜ「鼻咽頭ぬぐい液」「唾液」「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体」「鼻腔ぬぐい液（PCR 検査等の核酸増幅検査に限る。）」のみ有効とされているのでしょうか。

日本への入国時に求めている検査証明書の検体は、日本国内において無症状者に対して検査を行う場合の検体として推奨されているものとしています。無症状者に対して検査を行う場合に推奨される検体は、新型コロナウイルス感染症病原体検査の指針において示されており、現在は「鼻咽頭ぬぐい液」「唾液」「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体」及び「鼻腔ぬぐい液（PCR 検査等の核酸増幅検査に限る。）」となっています。

なお、「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体」については、令和3年6月25日の厚生科学審議会感染症部会において、日本への渡航者の出国前検査の検体として認められたことを受け、令和3年7月1日午前0時（日本時間）日本到着以降は有効となっています。

また、「鼻腔ぬぐい液（PCR 検査等の核酸増幅検査に限る。）」については、令和4年2月9日の厚生科学審議会感染症部会において一部条件付きで認められたことを受け、令和4年3月9日午前0時（日本時間）日本到着以降は有効となっています。

5 検査法はどういったものが有効と認められますか。

日本への入国時に求めている検査証明書の検査法としては、核酸増幅検査（NAAT：Nucleic Acid Amplification Test）と抗原定量検査（Quantitative Antigen Test（CLEIA、ECLIA 等））が有効と認められています。核酸増幅検査（NAAT）には、PCR 法や LAMP 法、TMA 法、TRC 法、Smart Amp 法、NEAR 法、次世代シーケンス法などの核酸を増幅して確認する検査法が含まれます。

なお、簡易キット等で行う抗原定性検査（Qualitative Antigen Test）は、有効な検査法とは認められておりませんのでご注意ください。

6 検体採取日のみが書かれており、検体採取時間が記載されていない検査証明書の取扱いはどうなりますか。

検体採取日のみの記載であっても、明らかに搭乗便の出発予定時刻までが 72 時間以内と確認できる場合は、有効な検査証明書とみなします。

7 搭乗予定のフライトが出発当日キャンセル又は大幅に遅延し、当初想定 of 72 時間を超えて出国する場合の対応はどうなりますか。

変更後のフライトが検体採取日時から 72 時間を超えて 24 時間以内であれば、再度の取得は必要ありません。

一方で、変更後のフライトが検体採取日時から 96 時間を超える場合は、防疫措置の観点から検査証明書を再度取得していただく必要があります。

ご理解とご協力をお願いいたします

8 米国でのトランジットの際には、米国国内法により、一部例外がある場合を除き、入国手続きを行う必要がありますが、トランジットを行った地での滞在歴の取扱いはどうなりますか。

現地での滞在歴については、トランジットが目的で空港内に留まっている場合は、その場所での滞在歴はないものとします。

また、空港内の宿泊施設等に宿泊する場合も滞在歴はないものとします。ただし、空港外に出た場合や空港外の宿泊施設等で宿泊した場合は、その場所に滞在したことになります。

9 国際線トランジットで（１）経由国での入国を伴わない場合、（２）経由国の国内法の定めに従って経由国での入国を求められる場合の、それぞれについて「出国前 72 時間」の起算点を教えてください。

（１）のケースでは、元の出発国での出発時点を「出国前 72 時間」の起算点とします。

（２）のケースでは、入国した経由地の空港外に出た場合や空港外の宿泊施設で宿泊した場合には、「出国前 72 時間」の起算点は経由地での出発時間となり、もともと取得していた検査証明書の取得時間が、経由地出発前 72 時間を超えている場合は、経由地において新たに検査証明書を入手する必要があります。

他方、経由地の空港内に留まっている場合には、「出国前検査 72 時間」の起算点は元の出発国での出発時点となり、新たに経由地において検査証明書を取得する必要はありません。

例えば、スウェーデン→ドイツ（トランジット）→日本の場合は「出国前 72 時間」の起算点はスウェーデンの空港出発時点となり、ブラジル→メキシコ（トランジット）

→米国（入国手続、トランジット目的、空港内留まる）→日本の場合は「出国前 72 時間」の起算点はブラジルの空港出発時点となります。

10 日本に向かうために国内移動する場合の「出国前 72 時間」の起算点の考え方を教えてください。

例えば、米国内を国内線で移動し、米国内の他の州の空港を経由した場合であっても、搭乗予定者が経由した空港内に留まっており、空港外に出ていなければ、その場所での滞在歴はないものと考えます。

そのため、国内移動における「出国前 72 時間」の起算点は、最初の出発空港を出発した時間とします。国内線で国内の A 空港を出発し、国内の B 空港を経由して日本に出発した場合、経由した B 空港内に留まっていれば、「出国前 72 時間」の起算点は最初の出発空港である A 空港を出発した時間とします。陸路で複数の州を経て移動する場合、その行動が日本に出発する目的である限り、それらの州の滞在歴はないものとしませんが、移動の途中で宿泊施設等に宿泊した場合にはその場所に滞在歴があるものとしします。なお、陸路で移動した場合の「出国前 72 時間」の起算点は、日本への航空機が出発した時間が起算点となります。

11 子供も検査証明書が必要となりますか。

子供も検査証明書を取得するようにお願いしています。

ただし、多数の国において、当該国の制度として未就学の子供には検査を実施していないことも勘案し、検疫においては、個別の事情をお伺いした上で、同居する親等の監護者に帯同して入国する未就学（概ね 6 歳未満）の子供であって、当該監護者が陰性の検査証明書を所持している場合には、子供が検査証明書を所持していなくてもよいものとして取り扱うこととしています。

12 厚生労働省の示す参考様式しか認められませんか。

厚生労働省ホームページに掲載している参考様式以外の検査証明書でも、有効な検体、検査方法等「検査証明書へ記載すべき内容」が満たされていれば、有効と取り扱います。このような任意様式を使用する場合、搭乗手続及び本邦上陸時に検査証明書の確認のために時間がかかることがあるため、入国・帰国者の方には事前審査による「ファストトラック」の利用を強く推奨しています。

13 任意様式の検査証明書と、当該様式に不足している情報（例えば、検体採取部位）が記載された厚生労働省の参考様式の両方が提示された場合、有効な証明として認められますか。

任意様式の検査証明書と、当該様式に不足している情報（例えば、検体採取部位）が記載された厚生労働省の参考様式の両方が提示された場合は、それぞれの記載内容に齟齬がなく（例えば、任意様式に検査法は「抗原定性検査」と記載されているが、厚生労働省の参考様式では「核酸増幅検査」にチェックされている場合は不可。）、両方で「検査証明書に記載すべき内容」が満たされていれば、有効な証明として認められます。ただし、二つの検査証明書が相互に紐付けができるよう、任意様式に記載された検査番号や検体番号等（固有の検査証明書として識別できる番号）が、厚生労働省の参考様式の備考欄等に記載されていることを確認してください。

14 任意様式の検査証明書が英語又は日本語で記載されていない場合、無効となりますか。

英語又は日本語以外の言語で記載されている場合、証明書の内容が判断できないことから、無効とします。ただし、検査証明書の翻訳が添付してあり、検査証明書の記載内容を確認できれば、有効な検査証明書とみなします。

その際、有効な検査証明書のように見せるための虚偽内容の翻訳を行っていた場合は、検疫法に基づき罰則の適用があり得ます。

15 日英併記に加え、他の言語の厚生労働省の参考様式はありませんか。

従来の日英併記の参考様式に加え、以下の言語版（※）を用意しました。

また、今後、必要に応じて言語を追加する予定です。

※ アラビア語、イタリア語、インドネシア語、ウクライナ語、ウルドゥー語、オランダ語、韓国語、スペイン語、タイ語、タガログ語、中国語、ドイツ語、ネパール語、フランス語、ベトナム語、ペルシャ語、ポルトガル語、ロシア語

※ 中国から本邦へ渡航される方については、検査証明書に基づく「検査申告書」が必要です。

16 電子的に交付された検査証明書は有効ですか。

検査証明書は、紙（写しを含む）、電子媒体どちらでも、「検査証明書へ記載すべき内容」が満たされていることが確認できる場合は、有効とします。ただし、本人が記載内容を変更できる可変媒体（ワード、エクセル、メール本文など）や検査証明書の有効性を確認するために必要な項目（検体、検査方法等）が不鮮明なものは、無効とします。

各空港のチェックインカウンター等、現場での混乱を避けるためにも、事前審査による「ファストトラック」の利用を強く推奨しており、「ファストトラック」を利用されない場合は、厚生労働省の参考様式のご活用をお願いします。